



# 新しい飼い主を募集しています

尼崎市では、殺処分低減に向けた取り組みとして、家庭動物として適正のある収容中の犬や猫の新しい飼い主を募集しています。  
なお、里親になるには一定の条件を満たす、了解していただく必要があります。

## 譲渡の流れ

### 事前予約

電話にて、譲渡申込・面談・見学のご予約をお願いします。  
予約がない場合、窓口に直接来ていただいても収容動物の見学等は行えませんので、ご注意ください。

### 面談&見学

センターにて面談を行います。本市における譲渡事業の趣旨や譲渡対象者選定基準等についての説明や、適正に飼える環境かなどを確認させていただきます。また、希望される動物の見学もできます。  
※動物の状態により見学できない場合もあります。

### 審査（書類提出&ご自宅訪問）

申請書類等を提出していただいたあと、ご自宅に訪問させていただき、動物を適正に飼養できる環境かどうか審査の上、譲渡の可否をお知らせします。

### 体験飼養&譲渡

譲渡対象者に登録された方は、ご希望の動物の譲渡を受けることができます。また、相性確認のため、動物を一定期間、体験飼養することができます。なお、体験飼養中に、相性が合わない等ありましたら、辞退いただいても結構です。この場合、改めて別の候補を希望できます。また、相性が合わないと認められる場合は、お譲りできないこともあります。

### 譲渡後調査

譲渡後、一定の期間を経て、電話・郵送・訪問等により飼養状況を確認します。調査の結果、不適正と認められる場合には、飼養方法の改善等を求める場合があります。

現在の譲渡対象の犬猫はこちら



まずは事前連絡を！

尼崎市動物愛護センター

〒664-0047

尼崎市西昆陽4-1-1

☎06-6434-2233

## 個人の方にお譲りする場合の条件

- 成人で終生飼養できること。ただし、65歳以上又は一人暮らしの場合は、65歳未満の成人で、かつ、3親等以内の親族等から、万が一の際に終生飼養ができる旨の誓約書を提出できること。
- 尼崎市、伊丹市、宝塚市、西宮市に在住、または、センターから車でおおむね1時間圏内（一般道路使用）に住居を有し、そこで飼養管理できること。
- 動物を飼養することについて家族全員の同意を得ており、当該世帯が経済的困窮になく、生活保護の受給を受けていないこと。
- 同居者に動物の飼養により健康を害する恐れがある者がいないこと。
- 譲り受けた動物が不妊去勢手術を実施されていない場合には、不妊去勢手術の必要性を理解した上で、譲渡を受けた動物が生後6カ月未満の場合は6カ月齢に達するまでに、また成体の場合は譲渡後概ね6カ月以内に不妊去勢手術を行えること。
- 飼養場所が集合住宅又は賃貸住宅等の場合は、管理規約や賃貸契約等で動物の飼養が認められていることを確認できる契約書等の書類（写し）を提出できること。
- 猫は完全室内飼養ができること。犬は必要に応じて室内飼養ができること。
- 現在、同一住居で飼養している犬猫等の頭数が合計3頭未満であること。
- 現在、他の動物を飼養しているときは、譲渡される動物と良好な関係を構築できること。
- 過去に自己の所有する動物について、動物愛護団体や保健所等に対して保護や動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項による引取りを求めたことがないこと。
- 体験飼養申込書兼誓約書及び動物譲渡願兼誓約書の内容並びに関係する法令等を理解し遵守できること。
- 上記のほか、市長が必要と認める要件を満たしていること。

その他、個々のご事情等も含めたうえで審査を行います。

## 新しい飼い主を探していただける団体の方も募集しています

尼崎市では、殺処分低減に向けた取り組みとして、家庭動物として終生飼養を希望する個人へ譲渡を行っている団体又は個人の方を募集しています。登録を希望される団体又は個人の方は、あらかじめ譲渡対象団体としての登録が必要となります。登録には一定の基準と審査（書類提出及び現地調査）を要します。

